

# 第1回野田市景観計画策定委員会

## 次 第

日 時：令和5年12月19日（火）

午後1時30分から

場 所：8階 大会議室

開 会

議 事

- （1）委員長の選出及び職務代理の指名について
- （2）野田市景観計画について

閉 会

## 野田市告示第242号

### 野田市景観計画策定委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画の策定に当たり、同法第9条第1項の規定に基づき、住民の意見を反映させ、幅広い観点から検討を行い、本市の良好な景観の形成に資するため、野田市景観計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、景観計画の策定のために必要な協議を行うものとする。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

#### (委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 景観関係団体を代表する者
- (3) 千葉県の職員
- (4) 公募に応じた市民

#### (任期)

第5条 委員の任期は、景観計画の策定に関し必要な協議の終了をもって終了するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、職により委嘱された委員の任期は、当該職にある期間とする。

#### (委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

#### (会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市部都市計画課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

# 野田市景観計画策定委員会 委員名簿

令和5年12月1日現在

## 【第1号委員（学識経験者）】

※50音順

| 氏 名                 | 備 考             |
|---------------------|-----------------|
| あぜ 畔 がつ 上 ひろ 廣 し 司  | 千葉県建築士会 野田流山支部  |
| こ 小 ばやし 林 たつ 達 あき 明 | 千葉大学 大学院 園芸学研究院 |

## 【第2号委員（景観関係団体を代表する者）】

※50音順

| 氏 名                     | 備 考         |
|-------------------------|-------------|
| おお の よう しゅう<br>大 野 要 修  | 野田市文化財保護審議会 |
| おか やす まこ と<br>岡 安 誠 人   | 野田市観光協会     |
| かな や しず え<br>金 谷 静 恵    | 野田商工会議所     |
| た ぐち さ ゆ り<br>田 口 さ ゆ り | 野田市関宿商工会    |
| はと がい なお こ<br>鳩 貝 直 子   | 野田市農業委員会    |

## 【第3号委員（千葉県の職員）】

| 氏 名                   | 備 考                |
|-----------------------|--------------------|
| せき や かず はる<br>関 谷 和 春 | 千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課 |

## 【第4号委員（公募に応じた市民）】

※50音順

| 氏 名                   | 備 考     |
|-----------------------|---------|
| おお たき なお か<br>大 滝 直 香 | 公 募 委 員 |
| かわ なべ ち ひろ<br>川 鍋 千 尋 | 公 募 委 員 |



# 景観法・景観計画について

## 野田市景観計画策定委員会

野田市 建設局 都市部 都市計画課

# 景観に関する制度等について

1. **景観法の概要**
2. **景観計画の概要**
3. **景観法に基づく届出**

# 1. 景観法の概要

# 景観法の構成

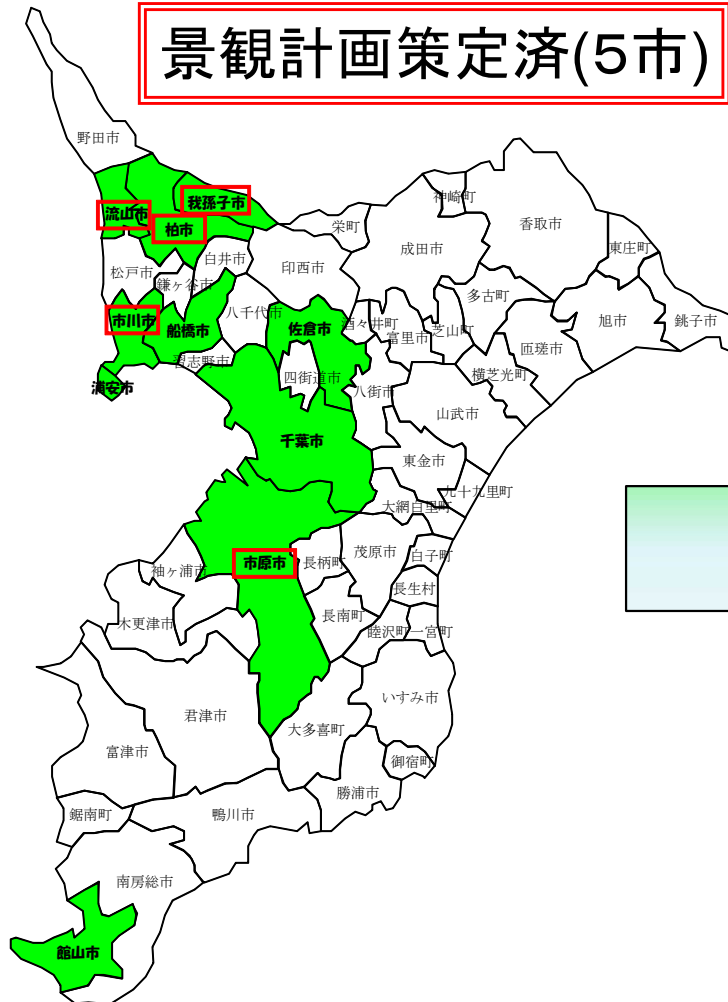
- 基本理念
- 責務(住民・事業者・地方公共団体・国)
- 景観計画
  - 行為の規制(届出、勧告等)
  - 景観重要建造物・景観重要樹木
  - 景観重要公共施設
- 景観地区・準景観地区
- 景観協定
- 景観整備機構

# 千葉県内の景観行政団体の状況

平成21年3月

景観行政団体(10市)

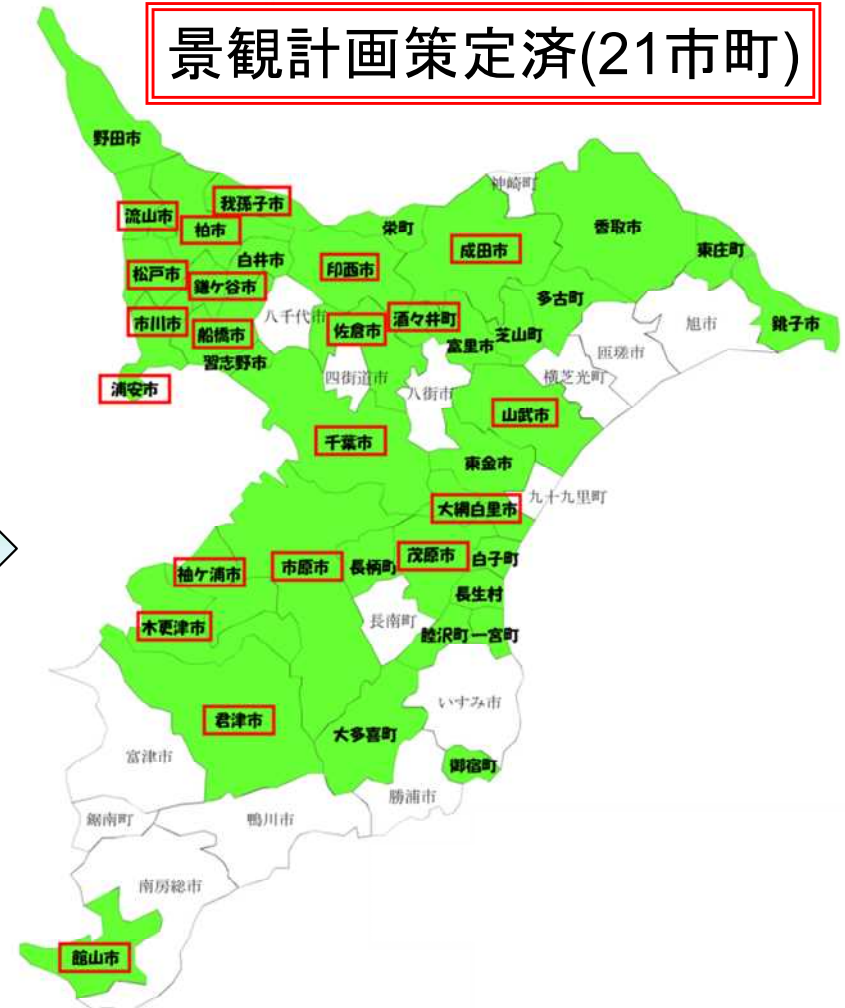
景観計画策定済(5市)



令和5年4月

景観行政団体(39市町村)

景観計画策定済(21市町)



# 景観法の制度概要（主な制度内容）

## 景観行政団体

都道府県、政令市、中核市及び都道府県との協議・同意を得たその他の市町村

### 景観協議会

景観計画区域内の良好な景観形成に向けて、行政と住民等が協働で取り組むための組織



[オープンカフェの取組例]

### 景観整備機構

- ・NPO法人や公益法人を指定
- ・住民活動の支援や調査研究等の業務を実施



[まちづくりセミナーの取組例]



ソフト面の支援

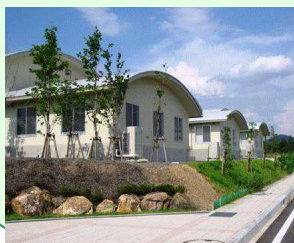


## 景観計画区域（都市計画区域外を含め、全国で策定可能）

- ・景観計画で、区域と方針、行為ごとの規制内容等を定める
- ・届出に対する勧告（形態意匠（色やデザイン）については変更命令も可能）

### 景観協定

住民等の全員合意により様々なルールを設定



### 景観重要建造物・樹木

景観上重要となる建築物等を指定し積極的に保全（現状変更許可）



### 景観地区（都市（準都市）計画区域内）

- ・都市計画として市町村が決定
- ・建築物の形態意匠や高さ、壁面位置等の規制が可能
- ・工作物の設置や土地の形質変更等の規制も可能



### 準景観地区（都市（準都市）計画区域外で景観計画区域内）

- ・市町村が指定
- ・条例を定めて、景観地区に準じた規制を実施

規制緩和措置の活用

屋外広告物法との連携

# 景観法に基づく取組



農村景観の保全

景観計画



眺望景観の保全

景観計画

景観地区

高度地区



電線の地中化の推進

景観計画



歴史的まちなみの保全

景観計画

景観地区

# 景観法に基づく取組



建物の高さや壁面の位置の制限

景観計画 景観地区 高度地区



街の賑わいの演出  
(オープンカフェの実現等)

景観協議会 景観協定



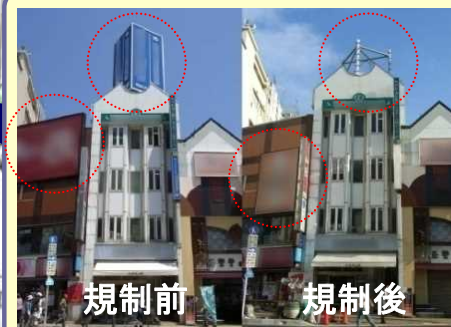
地域のランドマーク保全

景観重要建造物 景観重要樹木



形態又は色彩  
その他の意匠の制限

景観計画 景観地区



規制前 規制後

屋外広告物の規制

景観計画 屋外広告物法



## 2. 景観計画の概要

# 景観計画の概要

## 景観計画とは？

### 景観計画の構成

#### 規制

##### 届出対象行為

(例) 建築面積1,000㎡以上など

※景観への影響が大きい、大規模な建築物・工作物を対象とする事例が多い。



基準への適合

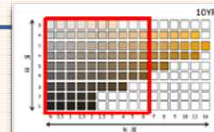
##### 景観形成基準

例) 街並みに配慮する。

例) 色彩は別表の範囲内とする。

※文章による定性的基準が多い。色彩についてはマンセル値で定量的に示す事例が多い。

※不適合の場合、設計変更等を勧告または命令することができる。



**制度** 景観重要建造物・  
樹木・公共施設等



景観法に基づく部分

#### 地域の魅力(景観資源)

自然景観、市街地景観、  
農村景観、



#### 景観まちづくり支援のしくみ

- ・行政、市民、事業者の役割
- ・アドバイザー制度
- ・地域ごとの取組み
- ・普及啓発方策
- ・表彰制度等



自治体独自の取組み

規制だけが目的ではなく、景観への関心を高め、意識醸成、今後の活動へとつなげていこうとする計画が多く、一般的となっている。

# 景観計画に定める事項（法第8条第2項）

## 必須事項

- ① 景観計画区域
- ② 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- ③ 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針  
（当該景観計画区域内に指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。）

## 定めることが望ましい事項

- ④ 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

## 選択事項

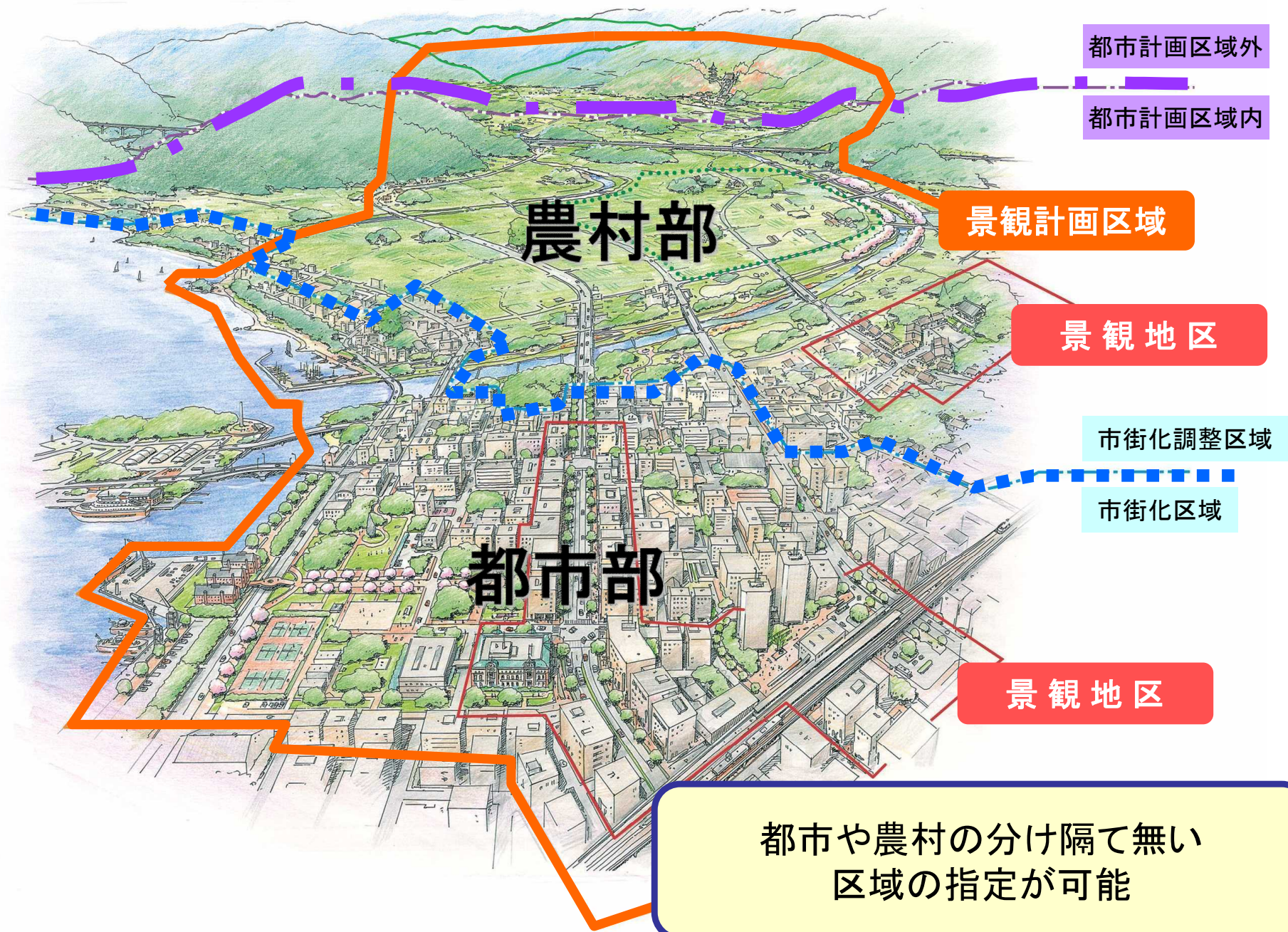
- ⑤ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- ⑥ 景観重要公共施設の整備に関する事項
- ⑦ 景観重要公共施設の占用等の基準
- ⑧ 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- ⑨ 自然公園法の許可の基準

# 景観法の活用方法について①

景観形成の基本計画としての  
効力の及ぶ範囲と大きな方針を定めます。

- **景観計画の区域**
- **景観形成の方針**

# 景観計画の区域について（法第8条）



# 景観形成の方針について（法第8条）

田園の風景



河川の風景



港の風景



歴史的なまちなみの風景



都市の風景



対象となる地区において  
形成すべき景観の方針を設定

## 景観法の活用方法について②

景観計画の中で  
最低限の規制を定めます

- 届出対象行為
- 景観形成基準  
(勧告の基準)

# 届出対象行為（法第16条）

届出の対象については、各景観行政団体の必要に応じ、追加して選択することも、適用除外を設けることも可能

## 【必須届出対象行為】

- 一 建築物の建築等
- 二 工作物の建設等
- 三 開発行為

届出をしないと、  
30万円以下の  
罰金

条例により、  
適用除外が可能

条例により、必要に応じ  
対象を絞り込んで位置  
づけることが可能

## 【選択可能な届出対象行為（政令第4条）】

- 一 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- 二 木竹の植栽又は伐採
- 三 さんごの採取
- 四 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
- 五 水面の埋立て又は干拓
- 六 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明
- 七 火入れ

# 景観形成基準（法第8条第4項）

届出対象行為ごとに景観形成基準（行為の制限）を定めます。この基準に適合しないと勧告の対象になります。

## 【次に掲げる制限のうち必要なものを選択】

- ・建築物又は工作物の形態又は色彩その他の意匠の制限
- ・建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度
- ・壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度
- ・その他法第16条第1項の届出を要する行為ごとの良好な景観の形成のための制限



・形態又は色彩その他の意匠の制限



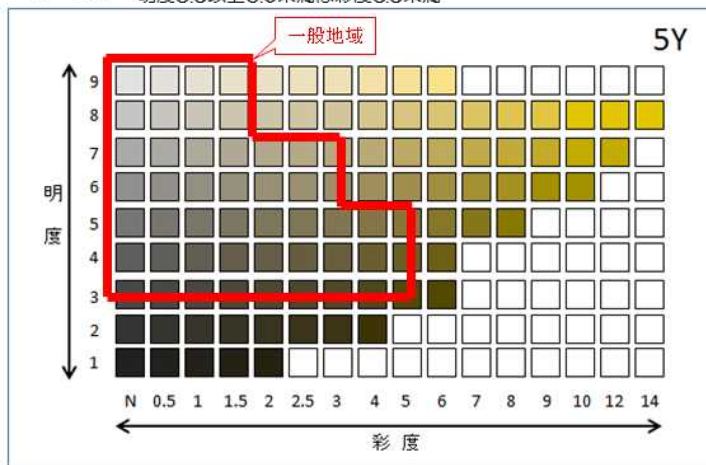
・高さの最高限度又は最低限度  
・壁面の位置の制限

区域を区分し定めることも、行為の規模や類型ごとに異なる基準とすることも可能

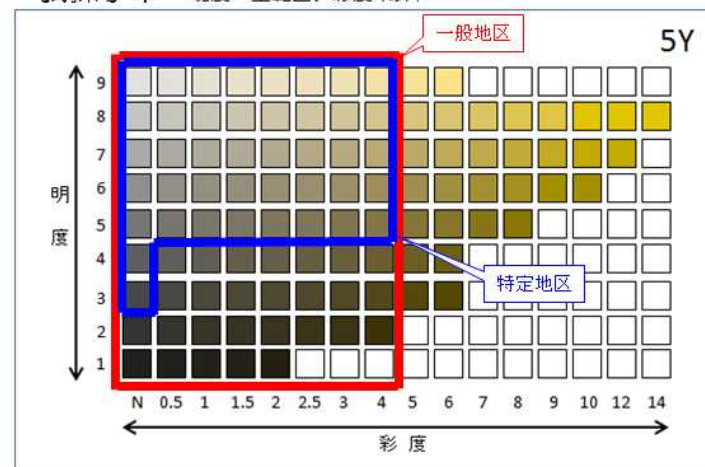
# 景観形成基準の例

「マンセル表色系」を利用し、「色相(色あい)」「明度(明るさ)」「彩度(鮮やかさ)」の3つの属性で数値的に色彩を表して制限を実施。

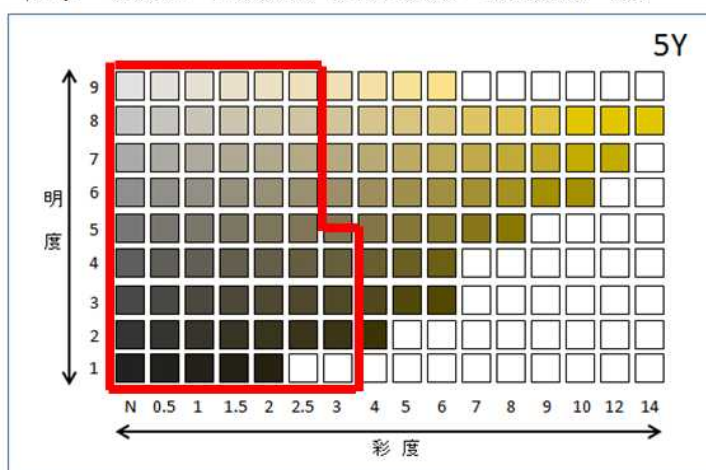
市川市 明度8.0以上は彩度1.5未満、明度6.0以上8.0未満は彩度3.5未満、  
明度3.5以上6.0未満は彩度5.5未満



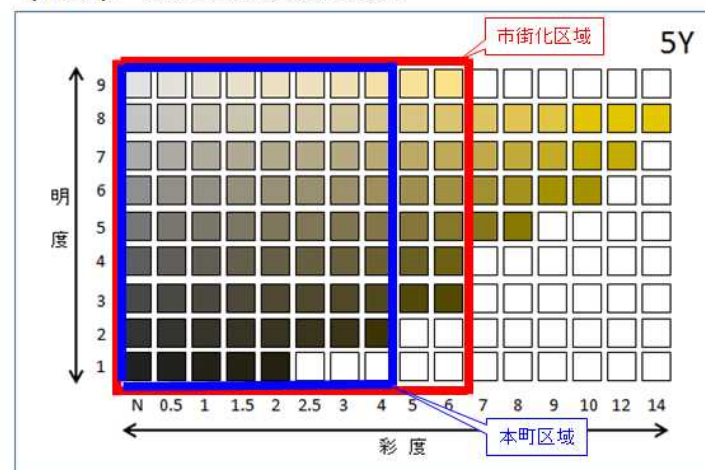
我孫子市 明度：全範囲、彩度4以下



柏市 明度5.0~10は彩度0~2.75、明度0~4.9は彩度0~3.5



流山市 明度：全範囲、彩度：6以下



# 景観法の活用方法について③

地域の景観上重要な構成要素については、  
景観行政団体が積極的に保全や向上を図ることができる  
ように措置されています。

## 景観重要建造物 (法第19条)



船橋市

船橋大神宮の灯明台

## 景観重要樹木 (法第28条)



我孫子市

我孫子市三樹荘の樹木

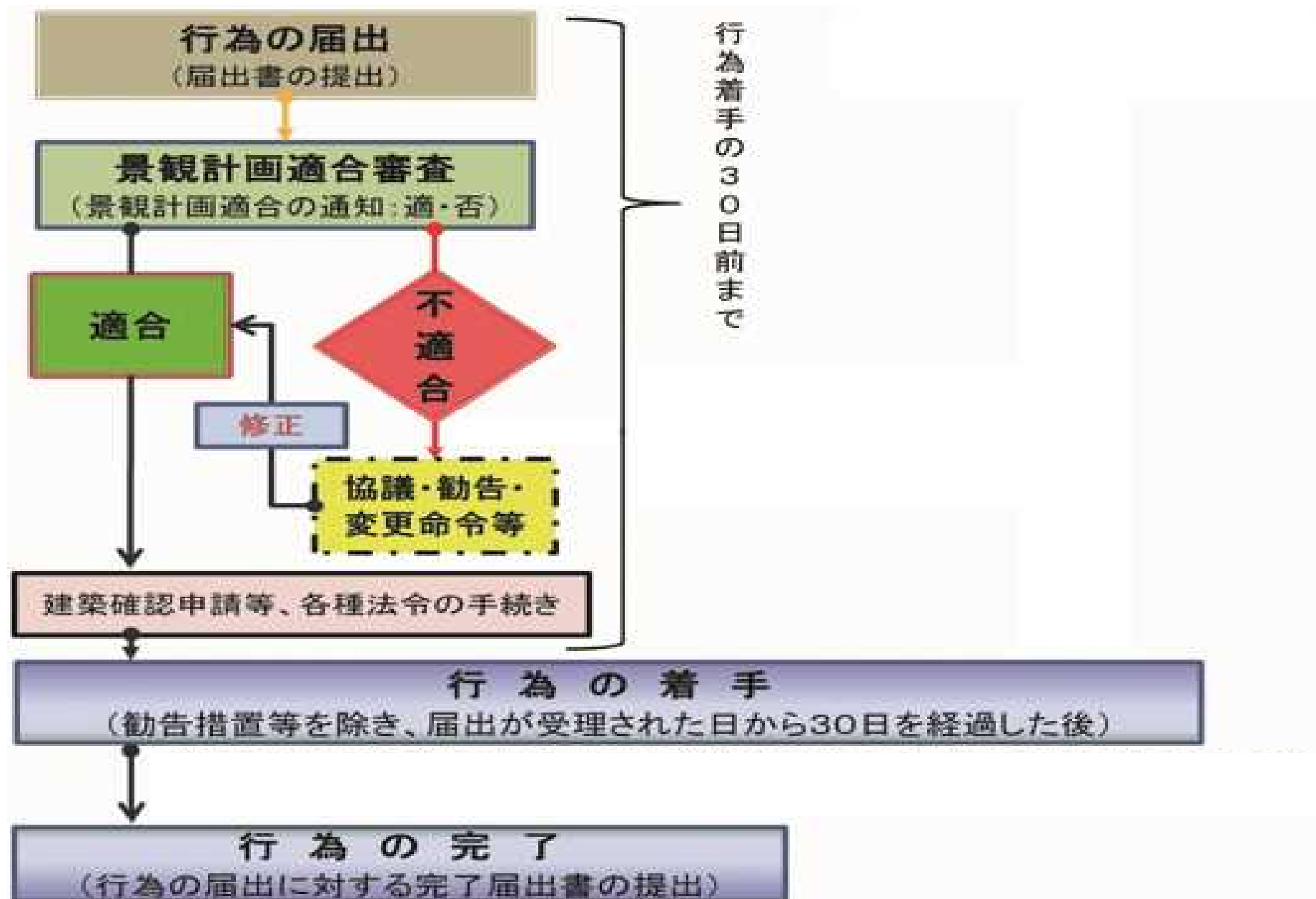
## 景観重要公共施設 (法第8条第2項)



横浜市

### 3. 景観法に基づく届出

# 景観計画策定後に実施される手続



# 景観法(平成16年制定)の概要

## 基本理念

良好な景観は、「国民共有の資産」、「地域の自然、歴史、文化等の人々の生活、経済活動等の調和により形成」、「地域の固有の特性と密接に関連」、「地域の活性化に資する」、「保全のみならず新たに創出することを含む」。

都道府県

全て

指定都市

全て

中核市

全て

その他の市町村

都道府県と協議した場合

市町村

**景観行政団体** (景観法に基づく大部分の事務の実施主体)

## 景観計画 (届出・勧告等を行う制度)

1. 建築物の建築等について、行為の制限を定める

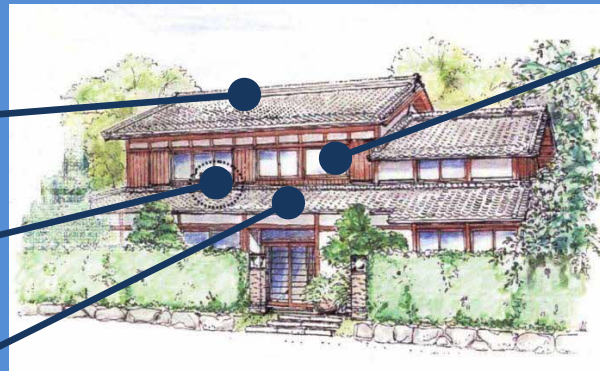
### ① 形態意匠制限 (形態、色彩、材質など)

＜制限規定のイメージ＞

屋根はいぶし瓦葺き又はヨシ葺きを原則とし、4～5寸勾配を設け、適度な軒の出を有すること

真壁づくり又はそれに準ずる和風建築様式を継承した意匠とすること

原則2階は後退させ、瓦葺きの軒庇とすること



### ② 高さ、壁面位置など

**届出制度により誘導**

(基準に適合しない場合は設計変更等を勧告できる)

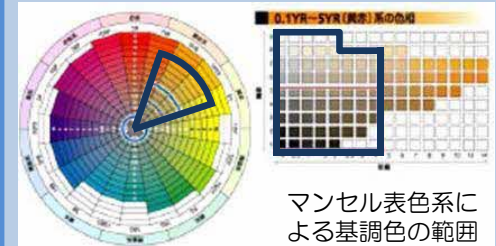
2. その他の計画事項を定める

形態意匠は、条例で行為を指定すれば命令も可能

## 景観地区 (都市計画制度)

1. 建築物等についての制限を定める

外壁の色彩は暖色系の色相 (下図参照) 又は無彩色を基調とし、周辺との調和に配慮すること



マンセル表色系による基調色の範囲

**認定制度により実効性確保**

**建築確認などで実効性確保**

※都計区域外でも「準景観地区」で準じた規制が可能。

## 景観重要建造物・樹木

景観上重要となる建築物等を指定し積極的に保全 (現状変更に対する許可制)

### 建造物



### 樹木



## その他、景観重要公共施設

### 景観協定、景観整備機構

などの制度により、総合的に良好な景観形成を推進

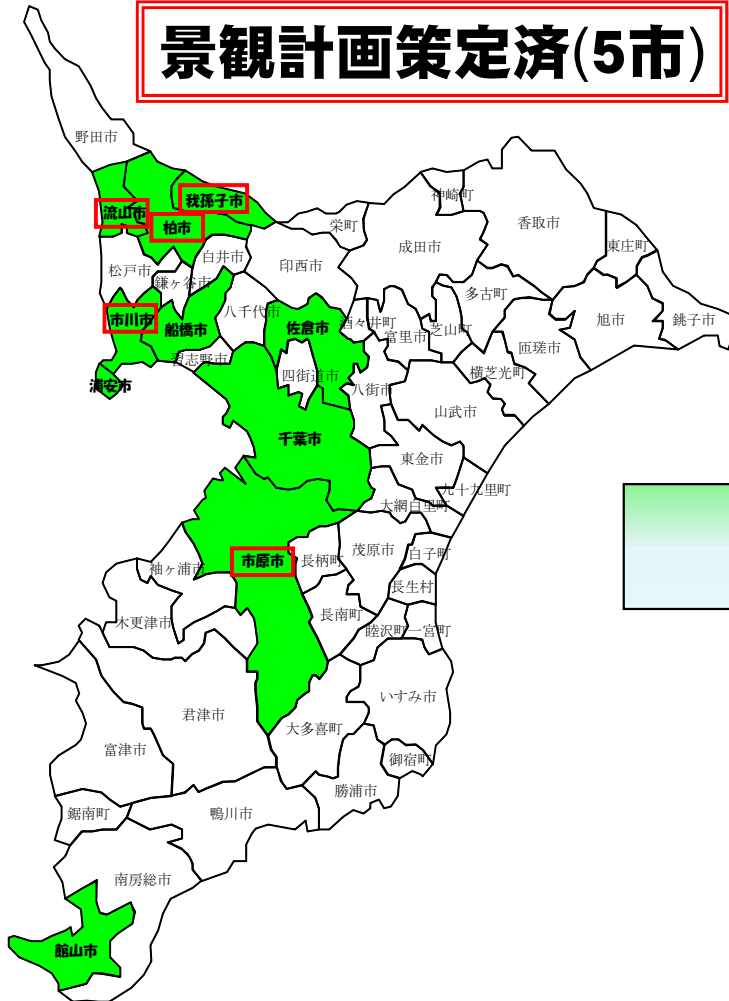


# 千葉県内の景観行政団体の状況

平成21年3月

## 景觀行政団体(10市)

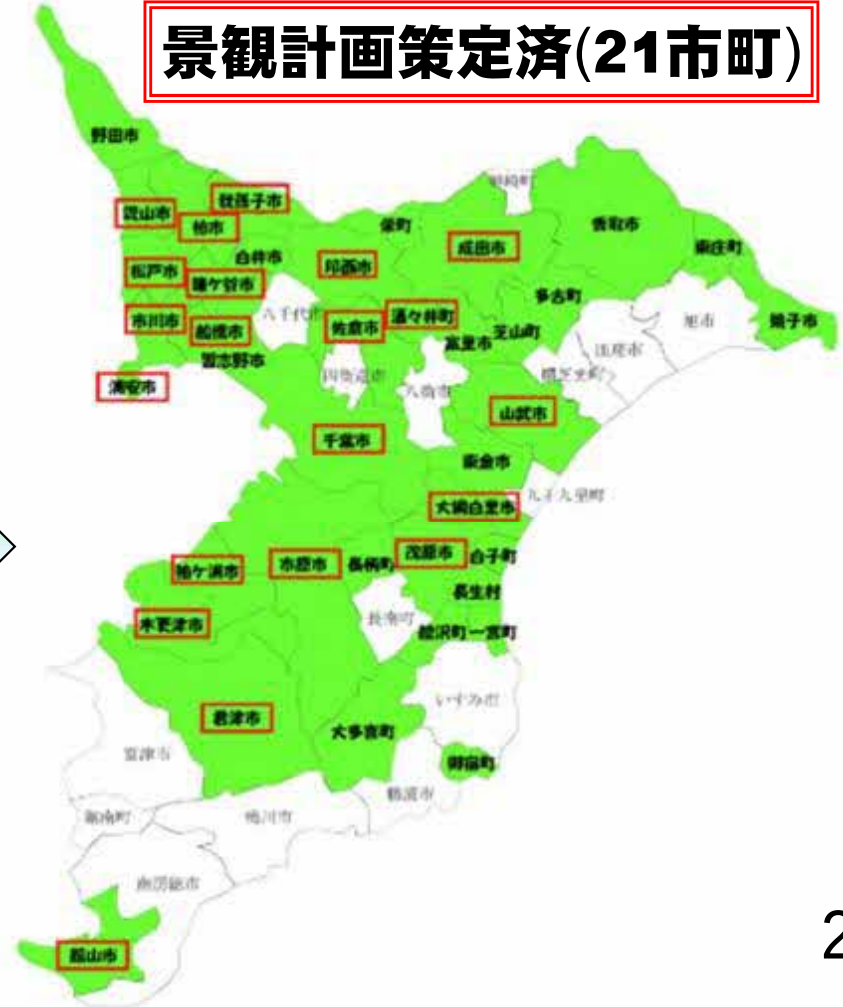
## 景観計画策定済(5市)



令和5年4月

景観行政団体(39市町村)

## 景観計画策定済(21市町)



# 景観計画に定める事項（法第8条第2項）

## 必須事項

- ① 景観計画区域
- ② 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- ③ 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針  
（当該景観計画区域内に指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。）

## 定めることが望ましい事項

- ④ 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

## 選択事項

- ⑤ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- ⑥ 景観重要公共施設の整備に関する事項
- ⑦ 景観重要公共施設の占用等の基準
- ⑧ 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- ⑨ 自然公園法の許可の基準

## 景観法の対象地域のイメージ



# 届出対象行為（法第16条）

届出の対象については、各景観行政団体の必要に応じ、追加して選択することも、適用除外を設けることも可能

## 【必須届出対象行為】

- 一 建築物の建築等
- 二 工作物の建設等
- 三 開発行為

届出をしないと、  
30万円以下の  
罰金

条例により、  
適用除外が可能

条例により、必要に応じ  
対象を絞り込んで位置  
づけることが可能

## 【選択可能な届出対象行為（政令第4条）】

- 一 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- 二 木竹の植栽又は伐採
- 三 さんごの採取
- 四 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
- 五 水面の埋立て又は干拓
- 六 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明
- 七 火入れ

# 野田市の景観資源

|                    |                     |                                                                                                                                                    |                                                                               |
|--------------------|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 自然の景観や眺望           | 県立関宿城博物館            | 江戸川、利根川に挟まれており、河川に囲まれている野田市ならではの景観を形成している。                                                                                                         | 設置に係る関係法令は教育基本法 社会教育法 博物館法 教育機関設置条例となる。                                       |
|                    | こうのとりの里             | 利根運河が近く、周辺の斜面林からなる水とみどり豊かな自然環境が形成されている。<br>また、野田市におけるコウノトリの安定的な生息が可能となる「自然と共生する地域づくり」や地域の生物多様性の保存・再生・創造等に資することを目的とし「コウノトリと共生する地域づくり推進協議会」が設立されている。 | 周辺の斜面林（約 25ha）は、野田市貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例による保全樹林地地区として指定している。            |
|                    | 関東の富士見百景            | 市を代表する富士山の眺望ポイントとして、関宿城博物館、江戸川スーパー堤防上（堤台、座生地区）、玉葉橋、みずきの街の 4 か所が選ばれている。                                                                             |                                                                               |
| 大規模な公園・緑地の景観       | 関宿にこここ水辺公園          | 公園は江戸川、利根川に挟まれており、良好な河川景観を十分に活かした空間を創出し、市民及び広域的利用者の文化・レクリエーションの拠点となっています。                                                                          |                                                                               |
|                    | 清水公園周辺              | 公園内外の平地林や、清水公園駅西口から清水公園までの桜並木があり、良好な景観を形成している。                                                                                                     |                                                                               |
|                    | 三ツ堀里山自然園            | 園内では水とみどり豊かな自然環境、周辺の平地林など多くの緑に囲まれており良好な景観を形成している。                                                                                                  |                                                                               |
|                    | 東京理科大学 ふれあいの杜（中央の杜） | 野田市の原風景を形成する貴重な平地林で、ヤマユリやキンラン、ギンランなど多くの植物が生息しており、過去の里山の風景を未来に伝えるために、樹木、野草の生育及び景観を楽しむための散策路を設置しています。                                                |                                                                               |
| 水辺の環境              | 江戸川                 | 東を利根川、西を江戸川、南を利根運河によって三方を河川に囲まれており、本市は河川ならではの自然や流水の変化、生態系、広がりや連続性を感じさせる河川空間、水とのふれあいや人の活動と一体となった景観など様々な景観を享受できる環境にある。                               |                                                                               |
|                    | 利根川                 |                                                                                                                                                    |                                                                               |
|                    | 利根運河                |                                                                                                                                                    | 江戸川河川事務所が策定した「利根運河エコパーク実施計画」において、「自然・歴史・人の営みが調和した美しい景観を保全・創出する」ことを目標として掲げている。 |
| 寺や神社、古い街並みなどの歴史的景観 | 愛宕神社                | 9 2 3 年に創建され現在の社殿は 1 8 2 4 年に再建されたとの記録があり、千葉県指定有形文化財となっており、歴史的景観資源である。また、周囲を取り囲む自然は四季折々の自然的景観を形成する一面を合わせ持つ。                                        | 本殿は、文化財保護法の有形文化財（建造物）の指定を受けている。                                               |
|                    | 日蓮宗 實相寺             | 1 4 0 9 年に創建した日蓮宗の寺院で、境内には第二次世界大戦終戦時の内閣総理大臣、鈴木貫太郎（1 8 6 8 ～ 1 9 4 8 ）等の墓がある。また、彫刻作りの山門など歴史を感じられる建築物であり、境内や庭園などは緑や花々の管理が行き届いており、良好な景観を形成している。       |                                                                               |
|                    | 本町通り                | 醤油工場や醤油醸造家の屋敷等の醤油醸造に関連する施設や、旧野田商誘銀行、中央小学校、興風会館などが並び、歴史を感じられる景観資源となっている。                                                                            | 興風会館は、文化財保護法の国登録有形文化財（建造物）の指定を受けている。                                          |
|                    | 野馬土手（野馬除土手）         | 土手は横内から花井新田へとほぼ真っすぐにつながっており、庄内牧の歴史を伝える景観資源である。                                                                                                     |                                                                               |
| 住宅地の景観             | 座生（桜の里）地区           | 座生地区では、土地区画整理事業により道路・公園などの都市基盤施設の整備が行われており、江戸川や清水公園など自然環境に恵まれた地区の特性に応じ、良好な市街地形成を進め、安全で快適な居住環境を創出していくことを目標としている。                                    | 地区計画により、建築物の意匠（色彩）、かき又はさくの制限を行っている。                                           |
|                    | 野田山崎（みずき）地区         | 野田山崎地区では、土地区画整理事業により形成された安全で快適な居住環境を維持し、歴史ある野田市の景観に配慮しながら、緑豊かで、潤いのある町づくりを目標としている。                                                                  | 地区計画により、建築物の形態（屋根勾配）、かき又はさくの制限を行っている。                                         |
| 市街地や駅周辺の景観         | 野田市駅                | 東武野田線連続立体交差事業により新たに高架駅となり、駅舎は昭和初期に建築された旧野田町駅の雰囲気を継承し、近代化産業遺産との調和をコンセプトに、デザインされた。<br>駅西側は区画整理事業が進んでおり、駅前広場が令和 5 年 1 1 月 1 日に供用開始となった。               | 地区計画により、建築物の意匠（色彩）、かき又はさくの制限を行っている。                                           |
|                    | 愛宕駅                 | 東武野田線連続立体交差事業により新たに高架駅となり、駅舎は江戸川の流れに高瀬舟が帆を張って未来へと進んでいくイメージを表現している。<br>駅東側は区画整理事業及び道路が整備され、西側は愛宕西駅前線の整備に続き駅前広場の工事が進んでいる。                            | 東側の一部は、地区計画により、かき又はさくの制限を行っている。                                               |
|                    | 清水公園駅               | 東側は区画整理事業が行われ、整った住宅地が形成されている。                                                                                                                      | 東側は、地区計画により、かき又はさくの制限を行っている。                                                  |
| 幹線道路等沿道の景観         | 国道 1 6 号沿線          | 市内を縦断する 4 車線の道路で、沿道には飲食店やガソリンスタンド、家電量販店などさまざまな店舗があり、にぎわいのある景観を形成している一方、市街化調整区域には山林が残されている。                                                         |                                                                               |
|                    | 流山街道（結城野田線）         | 中心街を走る街道で、須賀神社猿田彦神（市指定文化財）やキッコーマン本社など古くから残る建築物が見られ、歴史的景観を形成する街道である。                                                                                |                                                                               |

# 野田市景観計画（案）

令和●年●月

野田市

## 目 次

|     |                                              |    |
|-----|----------------------------------------------|----|
| 1   | 野田市景観計画の策定に当たって                              |    |
| (1) | 景観とは                                         | 1  |
| (2) | 景観計画策定の背景と目的                                 | 1  |
| (3) | 景観計画の位置付け                                    | 3  |
| 2   | 野田市の景観特性と課題                                  |    |
| (1) | 野田市の概況                                       | 4  |
| (2) | 景観の特性                                        | 5  |
| (3) | 景観形成の課題                                      | 8  |
| 3   | 景観計画の区域                                      | 11 |
| 4   | 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針                     |    |
| (1) | 基本方針                                         | 11 |
| (2) | 具体的な方針                                       | 12 |
| 5   | 景観形成の方針                                      | 13 |
| 6   | 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項                      |    |
| (1) | 届出対象行為                                       | 16 |
| (2) | 届出等の手続                                       | 18 |
| (3) | 景観形成基準                                       | 19 |
| 7   | 景観重点地区                                       |    |
| (1) | 景観重点地区とは                                     | 25 |
| (2) | 景観重点地区の指定                                    | 25 |
| 8   | 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針                         |    |
| (1) | 景観重要建造物の指定方針                                 | 25 |
| (2) | 景観重要樹木の指定方針                                  | 25 |
| 9   | 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の<br>設置に関する行為の制限に関する事項 | 26 |
| 10  | 景観重要公共施設の整備に関する事項                            | 26 |
| 11  | 市民・事業者・市の役割                                  |    |
| (1) | 市民の役割                                        | 27 |
| (2) | 事業者の役割                                       | 27 |
| (3) | 市の役割                                         | 27 |

## 1 野田市景観計画の策定に当たって

### (1) 景観とは

---

景観は、地域ごとの歴史、地勢や生態系などの風土、文化や伝統、私たち一人一人の暮らしや経済活動等と、技術の進歩や法律等の制度などが背景となって作られるものです。

良好な景観は、地域の個性や特色を分かりやすく特徴付けるものであり、人々の地域に対する愛着やふるさと意識を育みます。

身の回りの景観の良さは、潤いある魅力的で豊かな生活環境の創出に貢献します。

### (2) 景観計画策定の背景と目的

---

本市は、水とみどり豊かな自然環境の中で、江戸時代から醤油醸造の地として発展し、産業、文化の面においても周辺地域の中心地として繁栄してきました。しかし、近代以降の鉄道・自動車の発達とともに交通体系は大きく変貌し、東京に比較的近距離に位置しながら、周囲を河川に囲まれた地理的条件に阻まれ、都心部に直結した鉄道や道路がないことから、首都近郊都市でありながら都市化の進展が緩やかで、落ち着いた街並みを形成してきました。

近年の都市化や生活の変化によって、景観が変貌して魅力が薄れていくことが懸念されるほか、大規模な宅地開発や土地区画整理事業が各地で進められてきたことから、まちづくりに際して、野田市らしさを維持し、また創出していくための即効性と実効性を備えた景観誘導方策を早急に整備することが必要となり、平成 11 年 3 月に「野田市景観形成計画」を策定し、景観形成の最初の段階として、環境色彩による景観形成を各地区計画に反映し先行させてきました。

こうした中、国は、平成 15 年に、美しい景観づくりのための基本的考え方や具体的な施策を示した「美しい国づくり政策大綱」を策定し、平成 16 年には我が国初の景観に関する総合的な法律として「景観法」(以下「法」という。)を制定し、地域の特性をいかした良好な景観形成を促進する環境を整備しました。こうした国の動きを背景として、良好な景観の保全や創

出は、都市全体の魅力を高めることから、地域の実情に即したより良い景観づくりに向けた取組が、全国各地で始まっています。

本市においても、美しい街並みなどの良好な景観について、市民の方々の関心が高まってきています。また、都市化の進展に伴い、田園風景など地域の自然や歴史文化を伝える景観も失われつつあり、地域の特性をいかした景観を保全・創出し次代へ伝えていくことが重要となってきました。

本市では、こうした社会的環境の変化等に対応し、景観形成の方向性を示すとともに、市民・事業者・行政が協働して、魅力と潤いある景観の形成に取り組むため、平成 23 年 12 月 1 日に景観行政団体に移行し、法に基づく「野田市景観計画」を策定することとしました。

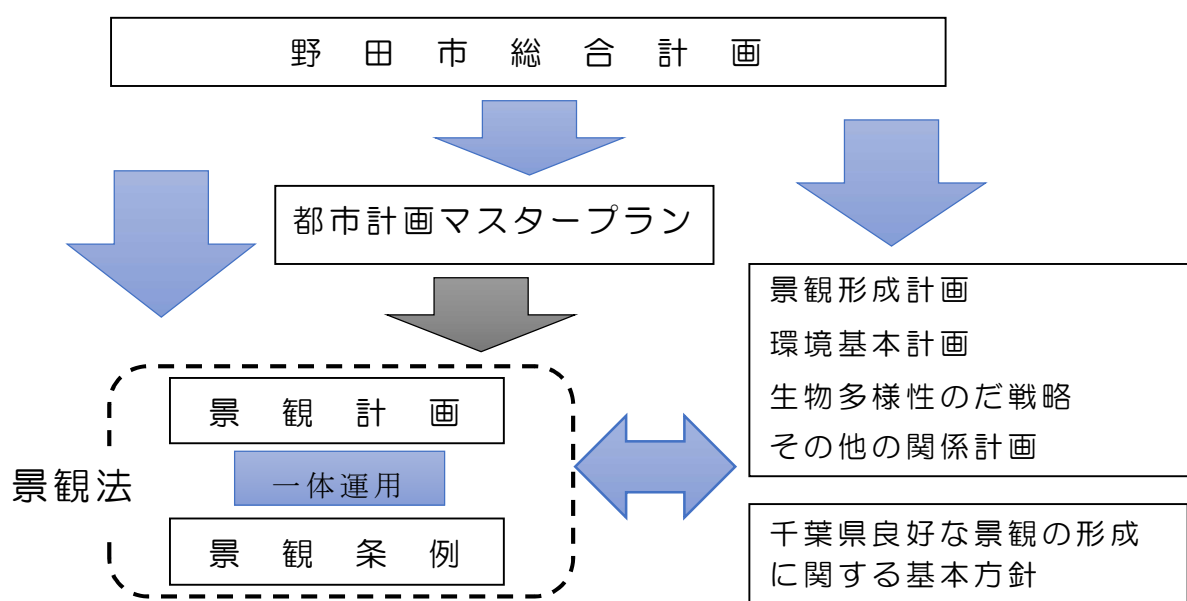
本計画は、景観の形成に関する手段や考え方について、穏やかなルールを定め、協議及び誘導することにより、景観に対する意識を市民、事業者、行政が共有し、共に醸成していくことを主眼とするもので、地域の合意形成の進展などにあわせ適宜見直し、追加、更新していくこととします。

なお、持続可能な開発目標（SDGs）の理念を踏まえ、持続可能なまちづくりを進めており、本計画の推進は、SDGs の目標 11 に掲げる「住み続けられるまちづくりを」及び目標 15 に掲げる「陸の豊かさを守ろう」の達成に寄与するものです。

### (3) 景観計画の位置付け

本計画は、野田市総合計画に即し、都市計画マスタープラン等の関連計画と整合が図られた、良好な景観形成を推進するための総合的な方策を示すものです。

また、本計画は景観の法第8条第1項に規定されている「景観計画（良好な景観の形成に関する計画）」として策定するものです。



## 2 野田市の景観特性と課題

### (1) 野田市の概況

本市は、千葉県北西部に位置し、東京都心から約30km、県庁所在地千葉市から約45kmの距離にあり、市域面積は103.55km<sup>2</sup>、南北間約21km、東西間約16kmとなっています。

地形的には、市の最北端で利根川、江戸川が分流し、東を利根川、西を江戸川、南を利根運河によって、三方を河川に囲まれております。

また、北は五霞町・境町（茨城県）、幸手市（埼玉県）、南は流山市・柏市、東は坂東市・常総市・守谷市（茨城県）、西は杉戸町・春日部市・松伏町・吉川市（埼玉県）にそれぞれ隣接しています。

### 1) 土地利用

野田地域は、国道16号以西は主に市街地、以東は農地、ゴルフ場を中心とした土地利用がなされています。

市街地は、その土地利用上の特性から北部、中央及び南部の3地区に区分することができ、北部地区と南部地区は、土地区画整理事業などにより、計画的に開発・整備された住宅地が広がっています。中央地区は、古くからの醤油工場の集積を中心に工業地、商業地及び住宅地が形成されており、経済、文化、商業及び生活の中心的な地区となっています。

また、国道16号以東に関しては川間、東部及び福田の3地区に区分することができ、台地部分は主に、畑地及びゴルフ場として利用されており、低地部分は水田として利用されています。

関宿地域については、関宿北部、関宿中部及び関宿南部の3地区に区分することができ、関宿北部地区は、城跡や史跡等の歴史的遺産による文化的な潤いのある市街地が形成されており、関宿中部地区は、土地区画整理事業による計画的な市街化が図られ、さらに、関宿はやま工業団地が整備され流通施設等が集積しています。関宿南部地区は、優良な農地と共存する形で集落が形成されています。

## ２）交通体系

### ① 公共交通

公共交通については、都心に直結する鉄道がなく、東武野田線が単線であることから、通勤、通学等における交通の利便性の向上が求められています。そのほか、路線バス、コミュニティバス、タクシーが運行していますが、高齢化や地理的条件等により交通不便地域が点在しています。

### ② 道路

道路網については、広域的な道路として東西方向に主要地方道つくば野田線、越谷野田線、境杉戸線及び一般県道岩井関宿野田線、南北方向には、国道１６号、主要地方道結城野田線、松戸野田線、我孫子関宿線及び市道山崎野田線が機能し、市街地の主要な交通動線としての役割を果たしています。

## （２）景観の特性

### １）市街地景観特性

#### ① 住宅地の景観

住宅地としては、北部地区に川間駅南側を中心としたみどり豊かなたたずまいの住宅地が形成されているほか、南部地区におけるみずき一丁目から四丁目などは、景観に配慮した良好な住宅地が形成されています。

また、中央地区においては、古くからの市街地が形成されており、密集した市街地の中で、中高層の建築物が点在しています。さらに、江戸川や座生川沿いには、景観に配慮した良好な住宅地が形成されています。

関宿北部地区及び関宿中部地区においては、土地区画整理事業などにより良好な住宅地が形成されつつあります。

また、本市の空家の９割程度が市街化区域内に分布している状況がある一方、駅から比較的近い圏域においては、空地・空家が発生しても、早い段階で建て替えや分譲による建築行為が行われています。

## ② 商業地の景観

本市の商業地は、東武野田線の野田市駅・愛宕駅周辺や中野台地区及びその周辺地区、川間駅周辺地区、梅郷駅周辺地区及び土地区画整理事業で整備された地区などで形成されています。その他、幹線道路沿いに郊外型店舗が立地しており、多様な商業施設による沿道景観が形成されています。

しかし、郊外型大型店等の集客力が高い一方で、商業者の高齢化や担い手不足が進む商店街では、空き店舗の増加等、衰退傾向にあるところが多くなっています。

また、関宿地域では、主要地方道沿道に商業の集積が若干見られますが、独自の商圈の形成には至っていません。

## ③ 工業地の景観

野田市駅周辺などの市の中心部では、本市の産業活動に大きな役割を果たしている醤油醸造業が営まれています。国道16号沿いには中里工業団地、南部工業団地、野田工業団地及び泉地区の工業団地が立地しており、関宿地域においては、主要地方道結城野田線沿いに関宿はやま工業団地、それに隣接して関宿工業団地が立地しています。

その他、七光台地区の北部工業団地は、七光台駅に近接していることから、工場と住宅との混在による土地利用上の問題が見られます。

なお、幹線道路沿いには、地区計画を活用した流通業務施設の立地が進んでいます。

## 2) 自然景観特性

本市を取り囲む大きな自然環境の要素として、利根川、江戸川及び利根運河の3つの河川や、中央の杜、三ツ堀里山自然園などの公園・緑地と合わせて、豊かな自然とのふれあいの場となっています。

なお、江川地区のこうのとりのおりにおいては、生物多様性・自然再生のシンボルとして、国の特別天然記念物であるコウノトリを飼育しています。

農地は、その大部分が関宿地域の河川沿いと野田地域の国道１６号の東側や南部地区の今上周辺に分布しており、台地部分では、ほうれん草や枝豆、キャベツなどの野菜類の作付けが行われ、低地部では、水稻、麦、大豆を中心とした作付けにより農業が営まれています。また、河川周辺の低地部においては、優良な農地が広がっており、屋敷林に囲まれた農家などと一体となった良好な田園風景を見ることができます。

その他、国道１６号沿いに広がる平地林や、市街地の内部や周辺部に残された谷地群及び斜面林は生物多様性の宝庫であり、本市の特徴的な自然資源として挙げられます。また、多くの神社・仏閣の中の樹林等は本区域を特徴付けるみどりとして捉えることができます。

### ３）歴史文化景観特性

本市の歴史的景観の特性としては、周囲を流れる利根川をはじめとする河川や関東平野の中心に位置し、東京（江戸）近郊という地理的要因を背景に発展した醤油醸造や城郭に関連する景観が多く残されています。また、市内北部まで広がった海とそれに伴う人々の痕跡となる遺跡が残されています。

特に中心市街地から野田市駅にかけては醤油醸造施設や醸造家の住宅、興風会館を始めとする文化施設などの国登録文化財や近代化産業遺産となった大正期から昭和初期をしのばせる建造物が多数存在しています。市北部には、室町時代に築かれたとされている関宿城があり、江戸時代には関宿藩が置かれ、現在では本丸跡や堀の一部が当時の面影をしのばせます。関宿城跡の北には、県立関宿城博物館があり、天守閣部分は関宿藩時代のものを再現しています。

また、本市では地域の偉人である鈴木貫太郎翁や関根金次郎名人の記念館があり、近隣には邸宅跡や石碑、関連する社寺などが残されています。

市内の社寺では、野田上町の愛宕神社（本殿）が隣接する西光院とともに、市街地内においてみどりが少なくなりつつある中で、市民の杜とともに潤いある空間を形成しています。また、関宿地域の宗英寺や實相寺など

の社寺群は歴代城主に関係し、城下町の面影を残す風景の一つです。この他にも、市南部では堤台城主岡部氏に関係するものが残っています。

社寺とともに祭礼行事も古くから継承されており、野田三か町夏祭りの「野田のつく舞」、清水八幡神社の「ばっばか獅子舞」、下根香取神社の「下根獅子舞・棒剣術」、木間ヶ瀬大杉神社の「武者土囃子」など、伝統の技がさえる民俗芸能が貴重な財産となっています。また、「清水公園のさくらまつり・つつじまつり」、「関宿城さくらまつり」、「野田みこしパレード」、「野田夏まつり躍り七夕」などの各種イベントも多く開催されており、季節ごとの風景として捉えることができます。

### （３）景観形成の課題

#### １）野田の地形・自然をいかす---地形・自然における景観形成の課題

##### ① 変化に富んだ自然を有する水辺環境の保全と活用

自然の水際線と伸びやかな広がりを見せる川辺の湿地や水田は、本市の原風景として多くの市民に親しまれていることから、これらの景観の内、江川地区などのより自然度の高い地域については保全を図り、市民が足を運び、直接手で触れて、地域の基調をなす自然を感じ取ることができるよう活用していくことが重要です。

##### ② 斜面林や平地林（山林）の景観の保全と活用

周辺の開発による林縁の後退や放置林の増加及びこれを利用した太陽光発電設備の設置や盛土、廃棄物の不法投棄、再生資源物のヤードなど、これらの樹林を取り巻く情勢は楽観的なものではなく、これらのみどりを保全し、ふるさとの景観の中核として育成していく必要があります。

##### ③ 身近なみどりのネットワーク化

本市においては、広域の誘致圏を持つ清水公園や樹林地を取り込み整備されたゴルフ場など、市民のレクリエーションの場として活用されている民間の緑地が多く見られます。

また、新旧の住宅地においても市民の手によって植樹されたみどりを多数見いだすことができます。

さらに、市民ボランティア団体として、みどりのふるさとづくり実行委員会による拠点植樹や苗木等の配布、また、ふるさと花づくり運動による市有地や公共用地での緑化活動など、市民の緑化への意識が高まりを見せています。

しかし、既存の農地についても都市内の貴重な緑地ですが、昨今は後継者不在等により放棄されることが多く、太陽光発電設備の設置や盛土、廃棄物の不法投棄、再生資源物のヤード等により緑地としての機能が失われる等の問題が生じています。

こうした状況を加味し、既存の緑化事業と連動させながら、市民の身近なところにあるみどりのネットワーク化を図り、緑化活動を発展させて、景観形成への意識啓発につなげていくことが重要です。

## 2) 野田の歴史・文化、産業の蓄積をいかす---歴史・文化、産業における景観形成の課題

### ① 歴史的建造物の保全・活用

本市には醤油産業の隆盛を物語る、風格ある邸宅や醤油醸造施設などが数多く残されています。また、多くの施設は現在でも現役で活用されています。

これらの資源は、市民が地域の自分たちのまちを支えてきた醤油づくりの様子を身近に感じる要素としてばかりでなく、周辺都市には類のない市民の誇りとして位置付けられることから、今後も保全していくことが重要です。

ただし、多くの施設は民間によって維持・管理されているため、そうした所有者の理解を深め、保全や活用の方法を探ることも重要です。

## ② 点在する身近な歴史的資源の保全と活用、ネットワーク化

本市には古代からの歴史を伝える貝塚や古墳、城跡、県立関宿城博物館、鈴木貫太郎記念館など、歴史的文化資源が点在しています。

こうした歴史的資源は、活用・広報次第では広域からの見学者を集める可能性があるとともに市民には身近にある先人の生活の証として、自分たちのまちの成り立ちを知り、地域への愛着を深める上では重要な資源です。

現状において、サイン整備などが行われている遺跡もありますが、今後はそれらを充実し、遺跡周辺の景観整備を行うなどして地域住民へのアピールを積極的に行っていく必要があります。

## 3) 野田らしい都市整備を行う---都市施設整備における景観形成の課題

### ① 新市街地整備地区の適切なデザイン・色彩等の誘導

土地区画整理事業に伴う市街地は、本市の新しい顔として21世紀の野田の都市景観を牽引する要素となりますが、同時に、長い歴史と文化、そして自然を基調として発展してきた本市の景観の蓄積を引き継ぐものでなくてはなりません。

したがって、新しい市街地整備に当たっては、良好な景観を創造的に作り出す視点と、既存の環境との調和に配慮する視点を兼ね備えた、適切なデザイン・色彩等の誘導を図ることが必要です。

### ② 水とみどりによる潤いある都市の骨格形成

本市を形づくる骨格として、国道16号や3つの河川などが挙げられます。国道16号沿いには雑木林が点在し、河川の土手には豊かな草地が広がっています。また、江川地区においては、市の第三セクターである（株）野田自然共生ファームが自然環境保護対策基本計画に基づいた自然と共生する地域づくりを推進しています。

このように、本市の骨格は、豊かな水とみどりに囲まれ、訪れる人に安らぎを与えるばかりでなく、本市の都市イメージをより柔和なものとしています。

今後は、景観形成上効果の高い、都市の骨格にある水やみどりの保全を図るとともに、来訪者にアピールする顔として育成・活用していく方策を検討する必要があります。

### ③ 周辺景観と調和した大規模建築物の景観形成

近年、宅配の利用の増加により物流倉庫の需要の拡大が進み、本市においても、工業地域を始め、幹線道路沿いの市街化調整区域にも建設が進んでいます。これらの物流倉庫は面積や高さなど周辺の環境と比べ規模が大きく景観に与える影響も大きいことから、景観に対する配慮が求められます。また、住宅地に近接して大規模建築物が建設されることは、好ましいことではないことから、周辺の生活環境や景観の保全に影響を及ぼすような開発事業等を抑制するための条例を制定しています。

## 3 景観計画の区域（法第8条第2項第1号）

市全域で総合的に景観形成を進めるため、法に基づく景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）は野田市全域とします。

## 4 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

（法第8条第3項）

### （1）基本方針

#### 1）自然・地形をいかした景観形成

本市の原風景である多様な自然・地形などの自然環境をいかした景観形成を図ります。

#### 2）歴史・文化、産業の蓄積をいかした景観形成

本市の長い歴史の中で育まれた歴史的な街並みなどを活用し、これらと調和した景観形成を図ります。

### 3) まちづくりと合わせた新たな景観形成

土地区画整理事業等によるまちづくりでは、本市の歴史的特性や豊かなみどり、潤いある水辺環境などとの調和に配慮しつつ、個性ある景観形成を図ります。

#### (2) 具体的な方針

##### 1) 自然・地形をいかした景観形成

###### ① 水辺景観や田園景観の保全

利根川、江戸川及び利根運河の流れは、本市の自然の基調となっているばかりではなく、利根川、江戸川の両河川は、本市の骨格形成に大きく寄与してきた醤油産業の発達の源泉でもあります。また、川辺の湿地や水田は、本市の原風景として多くの市民にも親しまれていることから、これら河川、川辺の湿地及び水田の自然景観の保全を図ります。

###### ② 斜面林や平地林（山林）の景観の保全と活用

台地と谷津の境界部に残された斜面林は、視覚的に低湿地を取り巻く樹林のように捉えられ、本市の自然環境の代表的な景観となり、また、国道16号沿道に残されている平地林（山林）は来訪者にみどり豊かな野田市を印象付ける重要な景観要素になっています。

さらに、市内に残る農地と斜面林が一体となった里山は、市民に潤いを与えるとともに、本市の原風景であることから、これらの山林や農地の保全を行うとともに、野田市らしい景観を形成するため斜面林や平地林（山林）の景観を活用した街並みの形成を図ります。

##### 2) 歴史・文化、産業の蓄積をいかした景観形成

###### ① 野田市の歴史を伝える中心的な空間の形成

本市の代表的な歴史・文化資源を保全・活用し、市民が誇れ、来訪者に本市の歴史・文化を発信する景観形成を図ります。

## ② 歴史的街並みの保存

長い歴史の中で育まれた歴史的な街並みについて、市民が主となった街並み保存のための活動を支援し、歴史的街並みを図ります。

## ③ 点在する身近な歴史的資源の保全と活用

本市には、古代からの歴史を伝える貝塚や古墳、城跡などが点在しています。こうした歴史資源は、身近にある先人の生活の証として、市民が自分たちのまちの成り立ちを知り、地域への愛着を深める上では重要な資源となることから、地域住民にとっての郷土意識を育てる景観形成を推進します。

## 3) まちづくりと合わせた新たな景観形成

土地区画整理事業による市街地形成や道路、公園整備などの公共事業と合わせた今後の街並みの検討に当たっては、本市の景観特性を踏まえ、その景観に調和した適切なデザイン・色彩などの誘導や生垣などの促進により、個性豊かな街並みの形成を図ります。特に桜の里地区などは、色彩などのモデルとなるような景観形成を図ります。

また、公共施設の新設・改良の際においても、周辺の街並みとの調和に配慮した景観形成を図ります。

物流倉庫を始めとした大規模な建築物については、ゆとりとみどりの確保に配慮し、圧迫感の軽減を図ります。特に、住宅地に近接した大規模建築物については、周辺の街並みや自然景観との調和に影響を及ぼすことから抑制を図ります。

## 5 景観形成の方針

ゾーン区分の考え方としては、町名・地区名などによる区分や地形による区分、都市計画・用途地域による区分の方法などが考えられますが、具体的な方針などや行為制限の検討に当たっては、建築物・工作物等の用途や規模等が大きく影響することから、都市計画・用途地域を基準として、次のようにゾーン区分を図ることとします。

| ゾーン   | 構成する用途地域                                                                                                                                                                               | 概要・方針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住宅ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種低層住居専用地域</li> <li>・第2種低層住居専用地域</li> <li>・第1種中高層住居専用地域</li> <li>・第2種中高層住居専用地域</li> <li>・第1種住居地域</li> <li>・第2種住居地域</li> <li>・準住居地域</li> </ul> | <p><b>概要</b></p> <p>住宅系の用途地域が指定された市街化区域戸建て住宅や中小規模の集合住宅が中心となっており、土地区画整理事業が進行・完了している地域の多くはここに含まれます。また、幹線道路沿いに立地する郊外型の店舗も含まれます。</p> <p><b>方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に残る貴重なみどりをいかした自然景観を形成します。</li> <li>・歴史・文化の蓄積をいかした景観を形成します。</li> <li>・まちづくりと合わせた新たな景観を形成します。</li> <li>・定住化を促進する魅力ある景観を形成します。</li> <li>・周辺と調和した落ち着きとゆとりある住宅地の景観を形成します。</li> </ul> |
| 商業ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> <li>・商業地域</li> <li>・近隣商業地域</li> <li>・準工業地域</li> </ul>                                                                                               | <p><b>概要</b></p> <p>商業系の用途地域が指定された市街化区域中・小規模の商店が中心となっており、川間駅周辺地区、梅郷駅周辺地区及び土地区画整理事業で整備された地区などが含まれます。</p> <p>また、中央地区の中・低層の工場や研修施設等が立地している地域も含まれます。</p> <p><b>方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史・文化・産業の蓄積をいかした景観を形成します。</li> <li>・市の顔にふさわしい、にぎわいや品格ある景観を形成します。</li> <li>・まちづくりと合わせた新たな景観を形成します。</li> <li>・敷地の外周に緑化空間を創出し、周辺に配慮した景観を形成します。</li> </ul>        |

|       |                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------|----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 工業ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工業地域</li> <li>・ 工業専用地域</li> </ul> | <p><b>概要</b></p> <p>工業系の用途地域が指定された市街化区域<br/>中里工業団地、南部工業団地、野田工業団地のほか、江戸川沿いの工場地、主要地方道結城野田線沿いの関宿はやま工業団地、それに隣接する関宿工業団地が含まれます</p> <p><b>方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺景観と調和した活力ある工業地の景観を形成します。</li> <li>・ 敷地内や外周の緑化を推進し、自然環境に配慮した景観を形成します。</li> </ul> |
| 自然ゾーン | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市街化調整区域</li> </ul>                | <p><b>概要</b></p> <p>台地上の樹林地や低湿地の水田の中に住宅や農家等が点在しています。</p> <p><b>方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山林の景観の保全とともに、自然・地形をいかした景観を形成します。</li> <li>・ 多様な生物が生息する、親しみの持てる自然景観を形成します。</li> </ul>                                                                  |

## 6 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第2号)

### (1) 届出対象行為

市内全域で良好な景観形成を図るため、次に示すいずれかの行為を行う場合は、法及び景観条例に基づき、市長へ届出が必要となります。

この内、建築物の建築等、工作物の建設等を法第17条第1項に基づく特定届出対象行為（条例で定める行為）とします。

なお、届出の対象ではない建築物等についても、より良い景観の形成を目指して、本計画に定める方針や景観形成基準への配慮が必要となります。

| 対象行為（必須事項）                                                | 対象規模                                                                   |
|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（建築物の建築等） | ・地盤面からの高さが10mを超える建築物<br>・建築面積が1,000 m <sup>2</sup> を超える建築物             |
| 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（工作物の建設等） | ・地盤面からの高さが10mを超える工作物                                                   |
| 開発行為                                                      | ・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為で、開発区域の面積が3000 m <sup>2</sup> 以上のもの<br>(住宅開発は除く) |

| 対象行為<br>(必要がある場合に定める事項) | 対象規模                                           |
|-------------------------|------------------------------------------------|
| 木竹の植栽又は伐採               | ・伐採面積が1,000 m <sup>2</sup> 以上のもの<br>(市街化区域は除く) |

ただし、以下のような法第16条第7項に掲げる行為に該当する場合、届出は必要ありません。

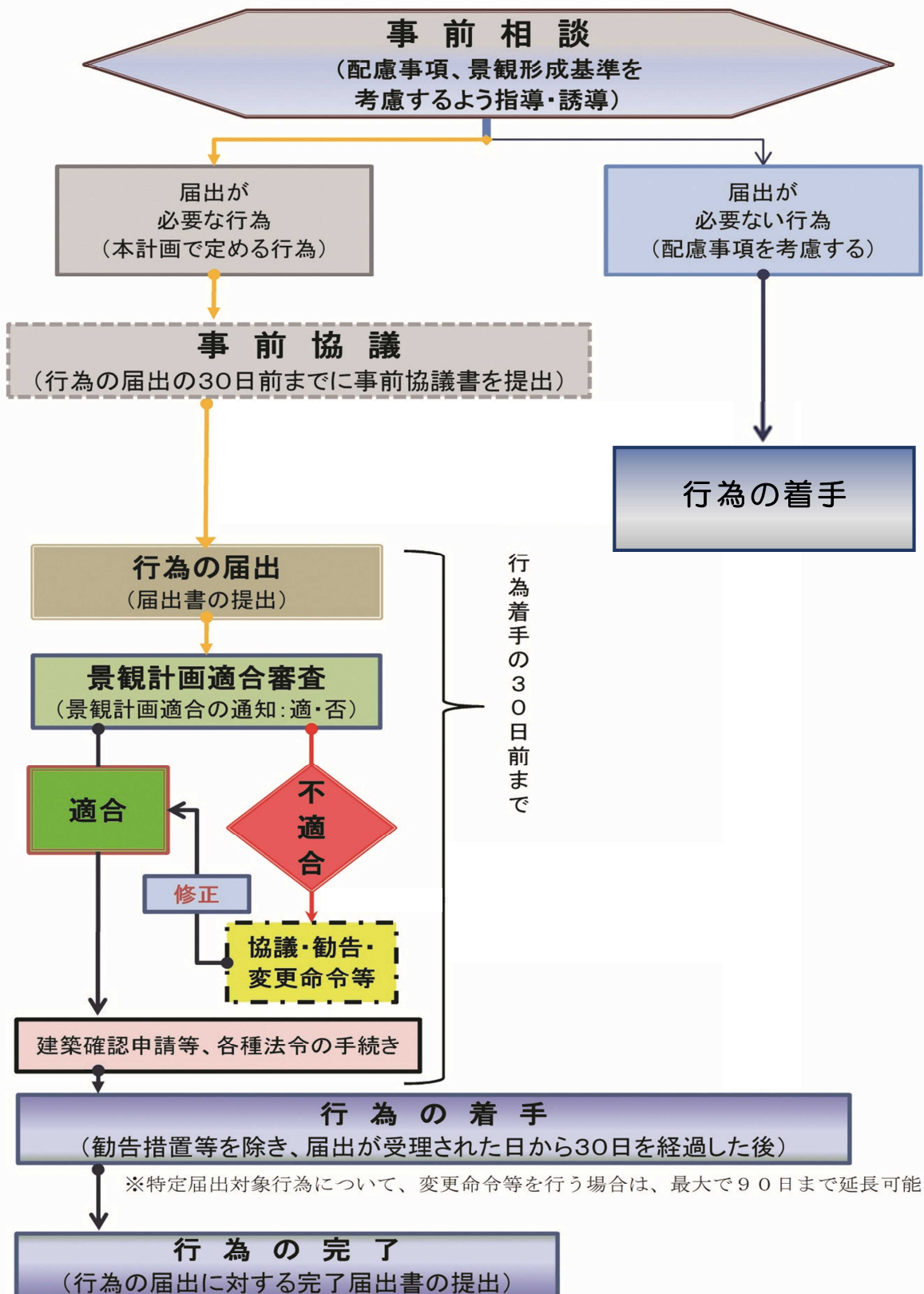
①文化財保護法や屋外広告物条例などの他法令が適用される行為

②通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

- ・ 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- ・ 仮設の工作物の建設等
- ・ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ・ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

## (2) 届出等の手続

●行為の届出の流れ（指導・審査・勧告・変更命令等）●



### (3) 景観形成基準

景観形成基準の対象となる要素は以下のとおりです。

| 対象        | 要素    | 内容            |
|-----------|-------|---------------|
| 建築物の建築等   | 配置    | 前面道路からの後退距離など |
|           | 形態・意匠 | 高さ、形状、素材など    |
|           | 色彩    | 外壁や屋根の色彩など    |
|           | 建築設備  | 室外機や配管設備など    |
|           | 外構・緑化 | 塀や柵、生垣、緑化など   |
| 工作物の建設等   | 形態    | 配置、形状など       |
|           | 色彩    | 施設の色彩など       |
| 開発行為      | 形態    | 擁壁や法面の形状など    |
|           | 緑化    | 敷地内緑化など       |
| 木竹の植栽又は伐採 | 緑化    | 木竹の植栽や伐採      |
| 土石の堆積等    | 配置    | 前面道路からの後退距離など |
|           | 遮蔽    | 遮蔽措置、緑化など     |

また、各ゾーンにおいて、良好な景観を形成するため、建築物の新築等、工作物の建設等、開発行為、木竹の植栽又は伐採等を行おうとする際に遵守する内容（景観形成基準）を以下に示します。

次表の右列に記した「●」印は、各ゾーンで対象となる景観形成基準を示しています。

①建築物の建築等

| 項目    | 景観形成基準                                                                                                                                                                                                                                                              | ゾーン |    |    |    |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----|----|----|
|       |                                                                                                                                                                                                                                                                     | 住宅  | 商業 | 工業 | 自然 |
| 配置    | ・道路等の公共空間側は可能な限り後退させてゆとりを設けるよう努める。                                                                                                                                                                                                                                  | ●   | ●  | ●  | ●  |
|       | ・隣接して建つ建築物が近い位置にある場合は、街並みの連続性を損なうことのないよう、建築物の壁面の位置を隣り合う建築物の壁面位置に可能な限り揃えるよう努める。                                                                                                                                                                                      | ●   | ●  | ●  |    |
|       | ・周囲に圧迫感を与えない配置に努める。                                                                                                                                                                                                                                                 | ●   | ●  | ●  | ●  |
|       | ・現地形や既存樹木等をいかした配置に努める。                                                                                                                                                                                                                                              | ●   | ●  | ●  | ●  |
| 形態・意匠 | ・周囲の建築物との連続性を保つよう努める。                                                                                                                                                                                                                                               | ●   | ●  |    |    |
|       | ・住宅地に近接する大規模建築物は、建築物の高さを可能な限り抑え、周辺の高さや自然環境との調和に配慮するよう努める。                                                                                                                                                                                                           | ●   | ●  | ●  | ●  |
|       | ・駅周囲に建つ建築物は、外壁に質の高い素材を用いるなどして本市の「顔」にふさわしい景観を形成するよう努める。                                                                                                                                                                                                              |     | ●  |    |    |
|       | ・周囲の建築物の形態意匠や街並み全体の趣との調和や統一感を図るよう努める。                                                                                                                                                                                                                               | ●   | ●  |    |    |
|       | ・商業地においては、道路沿いの 1 階店舗等の外観を工夫し、賑わいの創出に努める。                                                                                                                                                                                                                           |     | ●  |    |    |
|       | ・周囲の街並みや自然景観との調和に配慮し、周囲に圧迫感を与えないよう努める。                                                                                                                                                                                                                              | ●   | ●  | ●  | ●  |
| 色彩    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の外壁や屋根に、彩度の高い派手な色彩は用いない。使用する色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲とする。</li> <li>・色相 0.1R～10YR を用いる場合は、彩度 6.0 以下</li> <li>・色相 0.1Y～10Y を用いる場合は、彩度 4.0 以下</li> <li>・上記以外の色相は、彩度 2.0 以下</li> </ul> ただし、自然石、木材及びガラス等の素材本来が有する色彩の場合、また見付面積の 10%以 |     | ●  |    |    |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |   |   |   |   |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|---|---|
|       | 下の範囲で用いる場合（アクセント色）は、この限りではない。                                                                                                                                                                                                                                                                            |   |   |   |   |
|       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の外壁や屋根に、彩度の高い派手な色彩は用いない。使用する色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲とする。</li> <li>・色相 0.1R～10YR を用いる場合は、彩度 4.0 以下</li> <li>・色相 0.1Y～10Y を用いる場合は、彩度 4.0 以下</li> <li>・上記以外の色相は、彩度 2.0 以下</li> </ul> <p>ただし、自然石、木材及びガラス等の素材本来が有する色彩の場合、また見付面積の 5 % 以下の範囲で用いる場合（アクセント色）は、この限りではない。</p> | ● |   | ● | ● |
| 建築設備  | ・室外機や配管設備等は、道路等の公共空間から見えにくい位置に設置するよう努める。                                                                                                                                                                                                                                                                 | ● | ● | ● | ● |
|       | ・室外機や配管設備等が道路等の公共空間からやむを得ず見える場合は、建築物外観と調和した色彩や囲い、緑化等により、見えにくくするよう努める。                                                                                                                                                                                                                                    | ● | ● | ● | ● |
| 外構・緑化 | ・道路等の公共空間側への塀や柵の設置は避け、開放的な空間の創出に努める。                                                                                                                                                                                                                                                                     |   | ● |   |   |
|       | ・垣や柵を設置する場合には、道路などに面する敷地境界からできる限り後退し、高さを抑え、自然素材を用いるなど、圧迫感や閉鎖感を軽減するよう努める。                                                                                                                                                                                                                                 | ● |   | ● | ● |
|       | ・道路等の公共空間側には、樹木や草花により植栽を施すよう努める。                                                                                                                                                                                                                                                                         | ● | ● | ● | ● |
|       | ・大規模な駐車場では、その外周や敷地内等で緑化に努める。                                                                                                                                                                                                                                                                             | ● | ● | ● | ● |

## ②工作物の建設等

| 項目 | 景観形成基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | ゾーン |    |    |    |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----|----|----|
|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 住宅  | 商業 | 工業 | 自然 |
| 形態 | ・ 景観の連続性やまとまりを損ねることのないよう努める。                                                                                                                                                                                                                                                                              | ●   | ●  | ●  | ●  |
|    | ・ 工作物本来の機能を損ねることのない程度で、周囲の景観との調和を図るよう努める。                                                                                                                                                                                                                                                                 | ●   | ●  | ●  | ●  |
|    | ・ 擁壁は、形態の工夫や緑化等により、威圧感や圧迫感を軽減するよう努める。                                                                                                                                                                                                                                                                     | ●   | ●  | ●  | ●  |
| 色  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 彩度の高い派手な色彩は用いない。使用する色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲とする。</li> <li>・ 色相 0.1R～10YR を用いる場合は、彩度 6.0 以下</li> <li>・ 色相 0.1Y～10Y を用いる場合は、彩度 4.0 以下</li> <li>・ 上記以外の色相は、彩度 2.0 以下<br/>ただし、他法令で定められている場合、また自然石、木材及びガラス等の素材本来が有する色彩の場合、さらには見付面積の 10% 以下の範囲で用いる場合等は、この限りではない。</li> </ul> |     | ●  |    |    |
| 彩  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 彩度の高い派手な色彩は用いない。使用する色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲とする。</li> <li>・ 色相 0.1R～10YR を用いる場合は、彩度 4.0 以下</li> <li>・ 色相 0.1Y～10Y を用いる場合は、彩度 4.0 以下</li> <li>・ 上記以外の色相は、彩度 2.0 以下<br/>ただし、他法令で定められている場合、また自然石、木材及びガラス等の素材本来が有する色彩の場合、さらには見付面積の 5 % 以下の範囲で用いる場合等は、この限りではない。</li> </ul> | ●   |    | ●  | ●  |

### ③ 開発行為

| 項目 | 景観形成基準                                                     | ゾーン |    |    |    |
|----|------------------------------------------------------------|-----|----|----|----|
|    |                                                            | 住宅  | 商業 | 工業 | 自然 |
| 形態 | ・ 現地形を可能な限りいかすよう努める。                                       | ●   | ●  | ●  | ●  |
|    | ・ 住宅地に近接する大規模建築物は、建築物の高さを可能な限り抑え、周辺の高さや自然環境との調和に配慮するよう努める。 | ●   | ●  | ●  | ●  |
|    | ・ 擁壁や法面の規模（高さ・長さ）を抑えるよう努める。                                | ●   | ●  | ●  | ●  |
|    | ・ 擁壁や法面は、形態の工夫や緑化等により、威圧感や圧迫感の軽減に努める。                      | ●   | ●  | ●  | ●  |
| 緑化 | ・ 特に景観上重要な樹木がある場合は、可能な限り保全し、計画にいかすよう努める。                   | ●   | ●  | ●  | ●  |
|    | ・ 行為の結果、生じた法面等には、周囲の植生に配慮した緑化を行い、調和を図るよう努める。               | ●   | ●  | ●  | ●  |

### ④ 木竹の植栽又は伐採

| 項目 | 景観形成基準                                                                                                       | ゾーン |    |    |    |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----|----|----|
|    |                                                                                                              | 住宅  | 商業 | 工業 | 自然 |
| 緑化 | ・ 木竹の伐採を避ける。やむを得ず伐採する場合は、伐採する土地の面積は必要最低限とし、周囲の景観への影響が可能な限り小さくなるようにする。また、みどりの連続性が途切れないようにし、周辺の植生にあった樹木の植栽を行う。 |     |    |    | ●  |

### ⑤ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

宅地造成及び特定盛土等規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例及び千葉県金属スクラップヤード等適正化条例に基づく許可と連携し以下の基準を遵守するよう指導していきます。

| 項目 | 景観形成基準                                         |
|----|------------------------------------------------|
| 配置 | ・道路等の公共空間から見えにくい位置に堆積させるか、あるいは可能な限り後退させるよう努める。 |
| 遮蔽 | ・道路等の公共空間から堆積物が容易に見えないよう敷地外周部に遮蔽措置を講じるよう努める。   |
|    | ・遮蔽物は、周囲の街並みや自然景観との調和に配慮したものとするよう努める。          |

#### ⑥太陽光発電施設の設置

本市では、野田市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例に基づいて豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全を図ることを目的に規制、誘導していますが、太陽光発電施設の設置を行う者に対して、条例に基づく許可と連携し以下の基準を遵守するよう指導していきます。

| 項目     | 景観形成基準                                                                                                                 |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 太陽光パネル | 配置                                                                                                                     |
|        | ・道路等の公共空間側は可能な限り後退させてゆとりを設けるよう努める。<br>・文化財等との接近を避ける又は樹木等による緩衝帯を設ける。                                                    |
|        | 形態・意匠                                                                                                                  |
| 色彩     | ・太陽光パネル部分は、低反射性又は防眩性の高いものを使用する。<br>・太陽光パネル部分は、模様が目立たないものを使用する。                                                         |
|        | ・太陽光パネルの色彩は、黒色若しくは濃紺色又は周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用する。<br>・太陽光パネルのフレームの色彩は、パネル部分と同色か、周辺の景観と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用する。 |
| 附属設備   | 色彩                                                                                                                     |
| 緑化     | ・太陽光発電設備の附属設備（パワーコンディショナー、キュービクル等）は、低彩度で統一するなど、周辺の景観と調和した色彩とする。                                                        |
|        | ・樹木の伐採は、必要最小限とし、既存樹木等の保全をする。                                                                                           |

## 7 景観重点地区

### (1) 景観重点地区とは

景観計画区域内に、地域の特性をいかした重点的な景観づくりを図る地区として、「景観重点地区」を指定します。

「景観重点地区」では、更に良好な景観形成に取り組むため、区域独自の「良好な景観の形成のための行為制限」及び「景観形成基準」を定めることとします。

### (2) 景観重点地区の指定

景観重点地区の指定については、市民や事業者との合意形成を図りながら、必要に応じて指定することとします。

## 8 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

(法第8条第2項第3号)

### (1) 景観重要建造物の指定方針

法第8条第2項第3号に基づき、景観上重要な建造物を指定し、地域の良好な景観形成にいかしていきます。

景観重要建造物は、道路その他の公共の場所から望見することができる建造物の内、以下のいずれかに該当するものを指定することとします。

- ・ 自然や歴史・文化等の特性が外観に表れた、特徴的な建造物
- ・ 地域のシンボルとして、広く市民に親しまれている建造物
- ・ 地域の景観上、特に優れた特徴を誇る建造物

### (2) 景観重要樹木の指定方針

法第8条第2項第3号に基づき、景観上重要な樹木を指定し、地域の良好な景観形成にいかしていきます。

景観重要樹木は、道路その他の公共の場所から望見することができる樹木の内、以下のいずれかに該当するものを指定することとします。

- ・ 地域のシンボルとして、広く市民に親しまれている樹木

・自然や歴史・文化等の特性が表れた、特徴的な樹姿（樹高や樹形）を誇る樹木

## 9 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 （法第8条第2項第4号イ）

本市では、千葉県屋外広告物条例に基づいて広告物等の制限等を行い、規制、誘導していますが、屋外広告物の表示及び設置を行う者に対して、基本方針や具体的な方針に配慮することを求めていくとともに、第6「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」（3）「景観形成基準」により指導していきます。

## 10 景観重要公共施設の整備に関する事項

（法第8条第2項第4号ロ、ハ）

景観重要公共施設は、景観づくりを図る上で重要な公共施設を景観計画に位置付け、景観づくりを進めるものです。

本市の景観づくりのシンボルとなる公共施設や、一定の広がりのある地域の景観づくりへの波及効果が期待できる公共施設など、本市の景観づくりに重要な役割を果たす道路、都市公園、河川を以下に示す指定の方針を踏まえるとともに、施設管理者等の同意に基づいて景観重要公共施設として指定し、地域にふさわしい「整備に関する事項」や「占用許可等の基準」を定めることとします。

①市の「顔」となっている公共施設

②市の景観の骨格を形成する軸又は拠点等の一部を構成する公共施設

③地域の景観の形成において先導的な役割を果たす重要な公共施設

## 11 市民・事業者・市の役割

良好な景観形成を推進するために、市民・事業者・市のそれぞれが主体性を持つとともに、地域の魅力的な景観を形成する上で、特色のある手作りの景観づくりに向け連携・協働していくことが大切です。

市民・事業者は、身近な生活や事業活動の中での美化活動や各地域での魅力的な街並みの形成に気を配るなど、景観まちづくりを意識した取組が必要です。また、市が実施する景観に関する施策への協力も重要となります。

景観行政団体である本市は、景観に関する周知や公共施設等の整備による景観づくりを意識するとともに、市民・事業者が良好な景観の街並みの形成に円滑に取り組めるよう活動を支援、推進します。

### （１）市民の役割

市民や景観づくり活動団体などは、基本方針にのっとり、自らが景観形成の主体であることを認識し、周辺の景観に関する理解を深め、地域の良好な景観の形成に努めるとともに、市が実施する景観形成に関する施策に協力します。また、景観の形成に関わる機会や取組の実践などに積極的に参加し、地域課題を自分たちが主体となって解決していくまちづくりへと、活動を広げていくことを目指します。

### （２）事業者の役割

事業者は、基本方針にのっとり、自らの事業活動が景観を構成する重要な要素であることを認識し、周辺の景観に配慮した取組を行うよう努めるとともに、市が実施する景観形成に関する施策に協力します。また、景観の形成に関わる機会や取組の実践などに積極的に参加します。

### （３）市の役割

市は、市民及び事業者の意見、要望等を反映させるよう努め、良好な景観の形成に関する総合的な施策を策定し、推進する役割を担うとともに、公共事業による景観形成について、先導的な役割を果たすよう努めます。

また、市民や事業者の景観に関する意識が向上するよう良好な景観の形成に関する情報の提供その他支援に努めます。

## 野田市景観計画の策定スケジュール

| 時 期     | 内 容                   |
|---------|-----------------------|
| 令和5年 4月 | 景観計画の案の作成（庁内）         |
| 7月      | 庁内での説明、照会、職員アンケート     |
| 11月     | 検討委員会（庁内）             |
| 12月     | 第1回 野田市景観計画策定委員会      |
| 令和6年 1月 | 検討委員会（庁内）             |
| 2月      | 第2回 野田市景観計画策定委員会      |
|         | 第3回 野田市都市計画審議会（報告）    |
| 5月      | 検討委員会（庁内）             |
| 8月      | 第1回 野田市景観計画策定委員会      |
|         | 第1回 野田市都市計画審議会（報告）    |
| 9月      | パブリック・コメント手続          |
| 令和7年 1月 | 第2回 野田市景観計画策定委員会      |
| 2月      | 第2回 野田市都市計画審議会（諮問・答申） |
|         | 野田市景観計画の決定告示          |
| 3月      | 野田市議会（報告）             |

平成18年8月23日制定

平成21年12月18日改正

令和元年5月29日改正

令和4年4月25日改正

## 野田市審議会等の会議に関する要項（内規）

### 1 趣旨

この要項は、審議会等の会議に関し、統一した運用が図られるよう必要な事項を定めるものとする。

### 2 会議の公開

審議会等（法律又は条例の定めるところにより附属機関として設置されるもののほか、要綱に基づき設置される協議会、懇談会等をいう。以下同じ。）の会議は、公開するものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- ① 法令等に特別の定めがある場合
- ② 審議会等が当該会議において、野田市情報公開条例（平成8年野田市条例第25号。以下「条例」という。）第6条各号の規定に該当する情報に関し審議する場合
- ③ 審議会等が当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認める場合

### 3 会議の非公開の決定

- ① 審議会等の会議の非公開の決定は、審議会等の長が当該審議会等に諮って行うものとする。ただし、2の①に該当する場合及び2の②に該当することが明らかな場合は、審議会等の事務局において決定し、審議会等に報告するものとする。
- ② 審議会等は、会議の非公開の決定をしたときは、その事由を明らかにするとともに、会議の非公開に関する報告書（様式第1）を市長に提出するものとする。

### 4 公開の方法等

- ① 審議会等の会議の公開は、会場に傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。
- ② 審議会等は、会議を公開するに当たり、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に係る遵守事項等を定め、会議の開催中における会場の秩序維持に努めるもの

とする。

- ③ 審議会等は、会議を公開するに当たり、当該会議に付する資料（以下「会議資料」という。）を傍聴者に提供するものとする。ただし、会議資料のうち条例第6条に規定する不開示情報が記載されているものを除く。

## 5 会議開催の周知

- ① 審議会等は、公開する会議を開催するに当たり、会議の開催予定日の1週間前までに、会議の開催について公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。
- ② 会議の開催の公表は、市報及びインターネットのホームページに掲載並びに行政資料コーナーに掲示する方法により行うものとする。
- ③ 会議の開催についての公表は、会議の開催のお知らせ（様式第2）により行うものとし、公表する事項は、会議名、議題及び議題毎の公開又は非公開の別、非公開の事由、日時、場所、傍聴者の定員、傍聴手続その他必要な事項とする。

## 6 会議録の作成

- ① 審議会等は、会議終了後速やかに会議録（様式第3）を作成するものとする。
- ② 会議録は、当該会議における審議経過等を市民が十分に理解できるような形式とするよう努めるものとする。

## 7 会議録等の閲覧等

審議会等は、公開した会議の会議録及び会議資料を市民の閲覧に供すること等により会議の結果を公表するよう努めるものとする。

## 8 運用状況の公表等

- ① 審議会等は、毎年4月末日までに前年度の会議の公開の運用状況を取りまとめ、運用状況報告書（様式第4）を市長に提出するものとする。
- ② 市長は、審議会等の会議の公開の運用状況について、毎年1回公表するものとする。

## 9 雑則

この要項に定めるもののほか、審議会等の会議の公開に関し必要な事項は、審議会等の長が当該審議会等に諮って定める。

### 附 則

この要項は、平成18年10月1日から施行する。

### 附 則

この要項は、平成21年12月18日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年５月２９日から施行する。

附 則

この要項は、令和４年４月２５日から施行する。